薬第４６０３号

平成27年３月25日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例第123号。以下「条例」という。）第９条により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、平成27年３月25日付けで知事指定薬物を指定し公示しました。また、知事指定薬物を指定することに伴い、同日付けで条例施行規則の一部を改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

記

１．知事指定薬物の指定

指定された物質

次に掲げる８物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第1項に規定する物質として知事指定薬物に指定しました。

一　４－アセトキシ－Ｎ－イソプロピル－Ｎ－メチルトリプタミン及びその塩類

二　５－クロロ－３－エチル－Ｎ－［４－（ピペリジン－１－イル）フェネチル］－１Ｈ－インドール－２－カルボキサミド及びその塩類

三　２－（２，５－ジメトキシ－４－プロピルフェニル）エタンアミン及びその塩類

四　２－（２，５－ジメトキシ－４－メチルフェニル）－Ｎ－（２－メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

五　ナフタレン－１－イル（１－ペンチル－５－フェニル－１Ｈ－ピロール－３－イル）メタノン及びその塩類

六　４－ヒドロキシ－Ｎ－イソプロピル－Ｎ－メチルトリプタミン及びその塩類

七　［５－（３－フルオロフェニル）－１－ペンチル－１Ｈ－ピロール－３－イル］（ナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類

八　Ｎ－ベンジル－１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド及びその塩類

九　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

２．「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」の規定

次に掲げる用途を条例第10 条第２項の「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」として規定しました。

（１）次に掲げる者における学術研究又は試験検査

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第１条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15 年法律第112 号）第２条第４項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

（２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35 年法律第145 号）第69 条第３項に規定する試験の用途

（３）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76 条の６第１項に規定する検査の用途

（４）犯罪鑑識

（５）（１）から（４）までに掲げる用途のほか、以下に掲げる物にあっては学術研究又は試験検査の用途（人の身体に使用する場合以外の場合に限る）

　　・　５－クロロ－３－エチル－Ｎ－［４－（ピペリジン－１－イル）フェネチル］－１Ｈ－インドール－２－カルボキサミド、その塩類及びこれらを含有する物

　　・　２－（２，５－ジメトキシ－４－プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物

　　・　ナフタレン－１－イル（１－ペンチル－５－フェニル－１Ｈ－ピロール－３－イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物

　　・　［５－（３－フルオロフェニル）－１－ペンチル－１Ｈ－ピロール－３－イル］（ナフタレン－１－イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物

　　・　Ｎ－ベンジル－１－（５－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド、その塩類及びこれらを含有する物

　（６）（１）から（５）までに掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める用途

３．施行期日

平成27年３月26日

大阪府健康医療部

薬務課麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701